

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との新規制基準に関する面談」
2. 日時：令和2年3月6日（金）16時05分～17時10分
3. 場所：（1）原子力規制庁8階北会議室  
（2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※本面談は電話会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
上野管理官補佐、加藤安全審査官、木村安全審査官、宮下原子力規制専門員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全・核セキュリティ統括部 担当者1名
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 課長 他5名
5. 要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から JRR-3 原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（その10）に関して示された配付資料について、原子力規制庁から、以下については認識が大きく異なっており遺憾である旨を伝えた上で、今後、去る3月2日に開催した審査会合<sup>\*1</sup>におけるコメントへの回答を、図面、写真及びポンチ絵など使用し分かりやすく明瞭に説明するよう求め、原子力機構から了解した旨回答を得た。
    - 審査会合において質問が出ている状況であるにも関わらず、対策等について理解を得られたと認識していること。
    - 審査会合が開催された経緯に反し、ヒアリングでの議論を踏まえ対応してきたという認識であること。
    - 審査会合において、ケーブルの難燃性に係る試験について質問しているにも関わらず、今後の説明事項に含まれていないこと。
  - （2）原子力機構から、JRR-3 原子炉施設の変更に係る設工認申請（その3）に関し、鉄筋の継手に係る施工方法にフレア溶接を加えるに当たって、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第3条の2の2（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）に基づく届出による対応可否について相談があり、原子力規制庁から以下のとおり回答した。
    - 本件変更については、変更に伴って原子炉施設の保全上支障がないと判断できることから、試験炉規則第3条の2の2に基づく届出事由として適当であること。

## 6. 配付資料

### (1) 原子力機構からの配付資料

- ・ ケーブル火災の想定について（行政相談）
- ・ JRR-3 設工認その3で認可を受けた記載事項の変更について

※1 [第341回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合](#)